

漏電ブレーカ 関連法規

■関連法規

漏電ブレーカの施設に関する法規には「電気設備技術基準」「労働安全衛生規則」「内線規程」などがあります。

●電気設備技術基準による地絡遮断装置の施設

対象電路	回路電圧										備考
	300V以下				300V超過 (2)		感度電流 (動作時間)				
	対地電圧										
	150V以下	150V超過	300V以下	300V超過	15mA(0.1秒)	30mA(0.1秒)	100mA	200mA	500mA		
(地絡遮断装置の施設) (1)人が容易に触れる恐れのある場所に施設する使用電圧が60Vを超える金属製外箱をもった低圧機械器具に電気を供給する電路(電技36条)	発電所、変電所、開閉所等に施設する場合	—	—	—							
	乾燥した場所に施設する場合	—	—	□							
	水気のある場所に施設する場合	□	□	□							
	湿気の多い場所に施設する場合	—	□	□							
	非接地式回路の場合	—	—	□							
	機器に施されたC種又はD種接地工事の接地抵抗値が3Ω以下の場合	—	—	□							
	特定電気用品の適用を受ける二重絶縁構造の機器を施設する場合	—	—	該当電路なし							
	ゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆した機器を施設する場合	—	—	□		○	○	○	○	○	
	機器が誘導電動機の二次側電路に接続されるもの場合	—	—	□							
	機器内の特定電気用品の適用を受ける漏電遮断器を取付け、かつ電源引出部が損傷を受けるおそれがないように施設した場合	—	—	該当電路なし							
試験用変圧器、電力線搬送用結合リアクトル、X線発生装置、電気浴器、電炉、電気ボイラ、電解そうなど大地から絶縁することが防壁上困難なものを接続する場合	—	—	□								
住宅屋内に施設する定格消費出力2kW(単機容量)以上の機器に電気を供給する電路(電技143条)	—	□	該当電路なし		○	○	○	○	○	感電保護が原則	
人が容易に触れるおそれのある場所に施設するライティングダクトに電気を供給する電路(電技165条)	□	□	□		○	○	○	○	○		
平形保護層配線に電気を供給する電路(電技165条)	□	該当電路なし	該当電路なし		○	○	○	○	○		
火薬庫内の電気工作物に電気を供給する電路(電技178条)	□	該当電路なし	該当電路なし		○	○	○	○	○	警報可	
フロアヒーティング等の発熱線に電気を供給する電路(電技195条)	□	□	□	該当電路なし	○	○	○	○	○		
電熱ボード、電熱シートに電気を供給する電路(電技195条)	□	該当電路なし	該当電路なし		○	○	○	○	○		
パイプライン等の電熱装置に電気を供給する電路(電技197条)	□	□	□		○	○	○	○	○		
電気温床等において空中及び地中(対地150V以下でさくを設ける場合)以外に施設する発熱線に電気を供給する電路(電技196条)	□	□	□	該当電路なし	○	○	○	○	○		
プール用水中照明灯その他これに準ずる照明灯に電気を供給する電路で絶縁変圧器(一次側300V以下、二次側150V以下)の二次側使用電圧が30Vを超える場合(電技187条)	□	該当電路なし	該当電路なし		*	*	*	*	*		
(地絡遮断装置の施設による接地の緩和)(電技17条)	C種、D種 接地工事500Ωに緩和				○	○	○	○	○	漏電遮断器は0.5秒以内に動作すること	
(地絡遮断装置の施設による接地の省略)(電技29条)	300V、100A以下				○	×	×	×	×	水気のある場所は接地の省略は不可	
(地絡遮断装置の施設によるケーブル工事の緩和)配線の施設工事が完了した日から1年以内に限り使用する臨時配線をコンクリートに直接埋設して施設する場合(電技180条)	使用電圧300V以下				○	○	○	○	○		

注(1) 非常用照明装置、非常用昇降機、誘導灯などの、その停止が公共の安全の確保に支障を生ずるおそれがある機械器具に電気を供給する電路には、警報装置でもよい。

(2) 特高又は高圧の電路から変圧器によって供給される場合。

備考 表中の記号の意味は次のとおり。

□：地絡遮断装置の施設義務あり ○：適用可能 ×：適用不可

開閉器

漏電ブレーカ

商品一覧

搭載用
小形住宅用分電盤

J-GS
交換性形

J-S
協約形

G
シリーズ

H
シリーズ
1500A以下

G
シリーズ
2000A以下

安全ブレーカ
サイズ

漏電保護タップ

関連法規

漏電ブレーカ 関連法規

●労働安全衛生規則による漏電遮断器の施設

移動形、可搬形の電動機械器具を使用する場所(3)	回路電圧		300V超過	感度電流(動作時間)	
	300V以下			15mA(0.1秒)	30mA(0.1秒)
	対地電圧150V以下	対地電圧50V超過			
水などの導電性の高い液体によって、湿潤している場所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
鉄板上、鉄骨上、定盤上などの導電性の高い場所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
乾燥した場所	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注(3) 下記のいずれかに該当する場合は、漏電遮断器を施設しなくてもよい。

- (1) 電気用品安全法の認可を受ける二重絶縁構造の電動機械器具を使用する場合
- (2) 絶縁台の上で電動機械器具を使用する場合
- (3) 回路電圧が300V以下、非接地式回路の場合

備考 表中記号は次の意味を示す。

- ：漏電遮断器の施設義務あり
：適用可能漏電遮断器

●内線規程による漏電遮断器の施設

(電気設備技術基準・労働安全衛生規則と重複する回路以外)

1. 施設対象回路

- ①浴室に施設するコンセントに電気を供給する回路
- ②メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に施設する電気看板に電気を供給する回路
- ③アーケード照明施設に電気を供給する回路
- ④架空電飾の施設に電気を供給する回路
- ⑤深夜電力機器に電気を供給する回路(機器内に漏電遮断器を内蔵する場合は除く)
 - イ)貯蔵式電気温水器を浴用又は水気のある場所で使用する場合
 - ロ)深夜電力機器を水気のある場所で使用する場合
 - ハ)対地電圧150V超過で使用する深夜電力機器を施設する場合
- ⑥建設工事用などの施設に電気を供給する回路
- ⑦次の設備に電気を供給する回路
 - イ)プール、公衆浴場、噴水、池、水田等これらに類するものに使用する循環濾過ポンプ、給排水ポンプ用電動機設備
 - ロ)プールサイドの照明設備(人の触れる恐れのない場合又は絶縁性のポールを使用する場合、照明器具の外箱が絶縁性のものである場合を除く)に電気を供給する回路
 - ハ)雨線外に施設する電動機(制御用のものを除く)を有する機械器具
 - ニ)屋側又は屋外に施設するコンセント設備
- ⑧臨時架空電飾の施設に電気を供給する回路

2. 施設が望ましい回路

- ①湿気の多い場所に施設する電気使用機械器具に至る回路
- ②屋外に施設する電気機械器具であって、人が容易に触れる電気機械器具に至る回路
- ③住宅以外の屋内に施設する白熱電灯又は放電灯に電気を供給する回路(対地電圧が150Vを超えるもの)
- ④メタルラス張り又はワイヤラス張りのモルタル壁を有する防火構造の木造営物に施設する回路
- ⑤金属板張り壁を有する防火構造の木造営物に施設する回路
- ⑥住宅等の台所などに施設するコンセント設備